

西名古屋火力発電所リフレッシュ計画に係る
環境影響評価方法書についての
意見の概要と当社の見解

平成 23 年 5 月

中部電力株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第2章 方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と これに対する当社の見解	17

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成23年3月11日（金）

(2) 公告の方法

① 平成23年3月11日（金）付けで、下記の日刊新聞紙に「お知らせ」公告を掲載した。（別紙1-1, 1-2 参照）

- ・朝日新聞（朝刊35面、名古屋本社版）
- ・毎日新聞（朝刊13面、愛知全県版）
- ・読売新聞（朝刊28面、愛知全県版）
- ・産経新聞（朝刊25面、東海版）
- ・日本経済新聞（朝刊42面、名古屋支社版）
- ・中日新聞（朝刊26面、愛知全県版）
- ・中部経済新聞（朝刊15面）

② 上記の公告に加え、平成23年3月10日（木）より当社ホームページに「お知らせ」を掲載した。（別紙2 参照）

(3) 縦覧場所

関係市村庁舎8か所、当社事業場6か所の計14か所にて縦覧を実施した。

【関係市村庁舎】

- ・飛島村役場 すこやかセンター内 保健福祉課
- ・知多市役所 環境政策課
- ・名古屋市役所 地域環境対策課
- ・港区役所 情報コーナー
- ・港区役所 南陽支所
- ・常滑市役所 生活環境課
- ・東海市役所 生活環境課
- ・弥富市役所 環境課

【当社事業場】

- ・西名古屋火力発電所
- ・知多電力館
- ・本店
- ・港営業所
- ・常滑営業所
- ・緑営業所

(4) 縦覧期間

- ① 縦覧期間：平成 23 年 3 月 11 日（金）から平成 23 年 4 月 11 日（月）まで
（土曜日，日曜日，祝日は除く。）

- ② 縦覧時間：午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

なお，当社事業場においては，縦覧期間終了後の平成 23 年 4 月 25 日（月）まで閲覧可能とした。また，西名古屋火力発電所は，土曜日，日曜日，祝日も閲覧可能とし，知多電力館は，休館日（毎週月曜日（祝日の場合は翌日））以外を閲覧可能とした。

(5) 縦覧者数

総数：22 名（縦覧者名簿記載者数）

2. 方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成23年3月11日（金）から平成23年4月25日（月）まで

（縦覧期間及びその後2週間、郵送の受付は当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

（別紙3参照）

① 縦覧場所にある意見箱への投函

② 当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は3通（意見の総数：74件）であった。

日刊新聞紙に掲載した公告

(朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日本経済新聞、中日新聞)

お 知 ら せ

環境影響評価法に基づき、「西名古屋火力発電所リフレッシュ計画に係る環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

平成三年三月一日

中部電力株式会社
代表取締役社長 社長執行役員 水崎明久

【事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地】

名 称 中部電力株式会社
代表者 代表取締役社長 社長執行役員 水崎明久
所在地 愛知県名古屋市中区東新町一番地

【対象事業の名称、種類及び規模】

名 称 西名古屋火力発電所リフレッシュ計画
種 類 ガスタービン及び火力（コンバインドサイクル発電方式）
規 模 出力二二〇万キロワット級

【対象事業が実施されるべき区域】

愛知県津島郡飛鳥村東浜三丁目五番地、愛知県知多市北浜町一〇番地、及び名古屋港港底下の地中

【対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲】

津島郡飛鳥村、知多市、名古屋市中区、常滑市、東海市及び弥富市

【縦覧】

一、縦覧場所

【地方公共団体等】 飛鳥村役場すこやかセンター
一 内呂橋東三丁目（津島郡飛鳥村東浜三丁目四六番地の一）／知多市役所環境政策課（知多市緑間一番地）／名古屋市政府所環境政策課（名古屋市中区三〇九三丁目一番一五）／港区役所情報一十一（名古屋市中区港一丁目二番二〇号）／港区役所南陽支所（名古屋市中区港田町三丁目八〇番地）／常滑市役所生活環境課（常滑市新開四丁目一番地）／東海市役所生活環境課（愛知中央一丁目一番地）／弥富市役所環境課（弥富市前ヶ須南本田三三五番地）

【支社事業場】 本店（名古屋市中区東新町一番地）／西名古屋火力発電所（津島郡飛鳥村東浜三丁目五番地）／知多電力館（知多市北浜町二番地）／港営業所（名古屋市中区港三丁目二六〇番地）／常滑営業所（常滑市社二回番地八）／緑営業所（名古屋市中区大高町字東正地二番地）

二、縦覧期間

平成三年三月一日（金）から平成三年四月一日（月）まで（土曜日、日曜日、祝日は除く）。ただし、当該事業場においては、縦覧期間終了後の平成三年四月二十五日（月）までご覧いただけます。また、西名古屋火力発電所は、土曜日、日曜日、祝日もご覧いただくことができ、知多電力館は、休館日（毎月日曜日、祝日の場合は翌日）以外、ご覧いただけます。

三、縦覧時間

午前九時から午後四時三〇分まで

四、意見書の提出

「環境影響評価方法書」について環境の保全の見地からご意見をされた方は、縦覧場所に提出いただけます。また、書面にて郵送によりお寄せください。

五、意見書の記載事項

- ・氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者（氏名）及び主たる事業所の所在地）
- ・意見書の提出の対価である方法書の名称
- ・方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）

六、意見書の提出期限

平成三年四月二十五日（月）まで（当日消印有効）

七、意見書の郵送先及びお問い合わせ先

〒四六六-1186
愛知県名古屋市中区東新町一番地
中部電力株式会社
環境・立地本部 環境部 環境アセスグループ
TEL 〇五二-973-1375
お問い合わせは、午前九時から午後五時までにお願いします。

※意見書に記載される個人情報に、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には利用いたしません。

日刊新聞紙に掲載した公告（中部経済新聞）

- お知らせ
環境影響評価法に基づき、「西名古屋火力発電所リフレッシュ計画に係る環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。
平成二十三年三月一日
- 中部電力株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 水野明久
- 【事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地】
名称 中部電力株式会社
代表者 代表取締役社長 社長執行役員 水野明久
所在地 愛知県名古屋市中区東新町一番地
- 【対象事業の名称、種類及び規模】
名称 西名古屋火力発電所リフレッシュ計画
種類 ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）
規模 出力二二〇万キロワット級
- 【対象事業が実施されるべき区域】
愛知県海部郡飛島村東浜三丁目五番地、愛知県知多市北浜町一〇番地一及び名古屋港海底下の地中
- 【対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲】
海部郡飛島村、知多市、名古屋市、常滑市、東海市及び弥富市
- 【縦覧】
- 一、縦覧場所
【地方公共団体庁舎】飛島村役場すこやかセンター内保健福祉課（海部郡飛島村松之郷三丁目四六番地の一）／知多市役所環境政策課（知多市緑町一番地）／名古屋市政府所地域環境対策課（名古屋市中区三の丸三丁目一番二号）／港区役所情報コーナー（名古屋市港区港明一丁目二番二〇号）／港区役所南陽支所（名古屋市港区春田野三丁目一八〇一番地）／常滑市役所生活環境課（常滑市新開町四丁目一番地）／東海市役所生活環境課（東海市中央町一丁目一番地）／弥富市役所環境課（弥富市前ヶ須町南本田三三五番地）
【当社事業場】本店（名古屋市中区東新町一番地）／西名古屋火力発電所（海部郡飛島村東浜三丁目五番地）／知多電力館（知多市北浜町二三番地）／港営業所（名古屋市港区当知三丁目二六〇一番地）／常滑営業所（常滑市古社二四番地八）／緑営業所（名古屋市中区大高町字東正地七一番地一）
- 二、縦覧期間
平成二十三年三月一日（金）から平成二十三年四月一日（月）まで（土曜日、日曜日、祝日は除く）。ただし、当社事業場においては、縦覧期間終了後の平成二十三年四月二五日（月）までご覧いただけます。また、西名古屋火力発電所は、土曜日、日曜日、祝日もご覧いただくことができ、知多電力館は、休館日（毎週月曜日（祝日の場合は翌日））以外ご覧いただけます。
- 三、縦覧時間
午前九時から午後四時三〇分まで
- 四、意見書の提出
「環境影響評価方法書」について環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函くださるか、または書簡にて郵送によりお寄せください。
- 五、意見書の記載事項
・氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
・意見書の提出の対象である方法書の名称
・方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）
- 六、意見書の提出期限
平成二十三年四月二五日（月）まで（当日消印有効）
- 七、意見書の郵送先及びお問い合わせ先
〒四六一一八六八〇 愛知県名古屋市中区東新町一番地
中部電力株式会社 環境・立地本部 環境部 環境アセスグループ
TEL 〇五二一九七三二二三七五
お問い合わせは、午前九時から午後五時までをお願いします。
※意見書に記載される個人情報、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

当社ホームページ記載内容



Press Release

西名古屋火力発電所リフレッシュ計画に係る環境影響評価方法書の 届出・送付および縦覧について

2011 年 3 月 10 日

中部電力株式会社

2010 年 9 月 14 日、当社は、西名古屋火力発電所 1 号～4 号を廃止し、同構内に世界最高水準の高効率 LNG 焚きコンバインドサイクル発電設備として西名古屋火力発電所 7 号系列を開発する計画（西名古屋火力発電所リフレッシュ計画）を決定いたしました。

（2010 年 9 月 14 日公表済み）

本日、環境影響評価法および電気事業法に基づき、「西名古屋火力発電所リフレッシュ計画に係る環境影響評価方法書」（以下、方法書）を経済産業大臣に届け出るとともに、愛知県知事、飛島村長、知多市長、名古屋市長、常滑市長、東海市長および弥富市長に送付しましたので、お知らせします。

今回、届出・送付した方法書は、対象事業の概要、対象事業実施区域とその周辺の状況、環境影響評価の項目、調査、予測および評価の手法について記載したものです。

また、方法書につきましては、環境影響評価法に基づき、以下のとおり縦覧することとしており、方法書について環境保全の見地からご意見のある方は、当社に意見書をお寄せいただけます。

1 縦覧場所・期間・時間

(1) 関係市村庁舎 8 か所、当社事業場 6 か所、計 14 か所

(2) 2011 年 3 月 11 日（金）～2011 年 4 月 11 日（月）

なお、当社事業場においては、縦覧期間終了後の 2011 年 4 月 25 日（月）までご覧いただけます。

縦覧場所		縦覧時間	備考
関係市村 庁舎	飛島村役場 すこやかセンター内 保健福祉課	午前 9 時～ 午後 4 時 30 分	土曜日、日曜日、祝日は除きます。
	知多市役所 環境政策課		
	名古屋市役所 地域環境対策課		
	港区役所 情報コーナー		
	港区役所 南陽支所		
	常滑市役所 生活環境課		
	東海市役所 生活環境課		
	弥富市役所 環境課		
当社 事業場	西名古屋火力発電所	午前 9 時～ 午後 4 時 30 分	土曜日、日曜日、祝日も平日と同様にご覧いただけます。
	知多電力館		休館日（毎週月曜日（祝日の場合は翌日））以外ご覧いただけます。
	本店		土曜日、日曜日、祝日は除きます。
	港営業所		
	常滑営業所		
	緑営業所		

2 意見書の提出期間

2011 年 3 月 11 日（金）～2011 年 4 月 25 日（月） （当日消印有効）

3 意見書の提出方法

(1) 縦覧場所にある意見箱への投函

(2) 当社への郵送による書面の提出

郵送先：〒461-8680

名古屋市東区東新町 1 番地

中部電力株式会社 環境・立地本部 環境部 環境アセスグループ

【参考】

西名古屋火力発電所リフレッシュ計画に係る環境影響評価方法書の概要および環境影響評価の手続きの流れ

1 西名古屋火力発電所リフレッシュ計画に係る環境影響評価方法書の概要

環境影響評価とは、環境に影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の着手前に、環境の現状を調査し、事業の環境への影響を予測および評価して、その結果に基づき適正な環境配慮について検討を行うものです。

方法書は、対象事業の概要、対象事業実施区域とその周辺の状況、環境影響評価の項目、調査、予測および評価の手法について記載したものです。

(1) 西名古屋火力発電所リフレッシュ計画の概要

- 発電所所在地【愛知県海部郡飛島村東浜 3 丁目 5 番地】
- 敷地面積【約 41 万 m²】
- 新設計画

ユニット	7 号系列
計画出力	220 万 kW 級
発電方式	高効率コンバインドサイクル発電方式
熱効率	60%程度（低位発熱量基準）
使用燃料	液化天然ガス（LNG） （発電設備の一部については、軽油も使用できるよう計画）
着工予定	2014 年度（平成 26 年度）
運転開始予定	2019 年度（平成 31 年度）

(2) 対象事業実施区域およびその周囲の状況把握

環境影響評価の項目ならびに調査、予測および評価の手法を検討するに当たって必要と考えられる範囲を対象に、既存文献等により整理しました。

○自然的状況

大気環境、水環境、土壌および地盤、地形および地質、動植物、生態系、景観および人と自然との触れ合いの活動の場の状況について、整理しました。

○社会的状況

人口および産業、土地利用、海域等の利用、交通、学校・病院・住宅等の配置、下水道の整備および廃棄物の状況について、整理しました。

また、環境保全を目的とした法令等による指定地域、規制基準、施策についても内容を整理しました。

(3) 対象事業に係る環境影響評価の項目

省令に基づき、対象事業の特性と対象事業実施区域およびその周辺の地域特性を踏まえ、環境影響評価を行う項目を選定しました。

(4) 調査・予測の手法

発電所の建設工事および運転によって影響が予測される環境要素について、既存文献等の収集、整理および解析ならびに現地調査により現況を把握し、どの程度影響があるかを調べ、環境保全に対して配慮すべき事項を検討します。

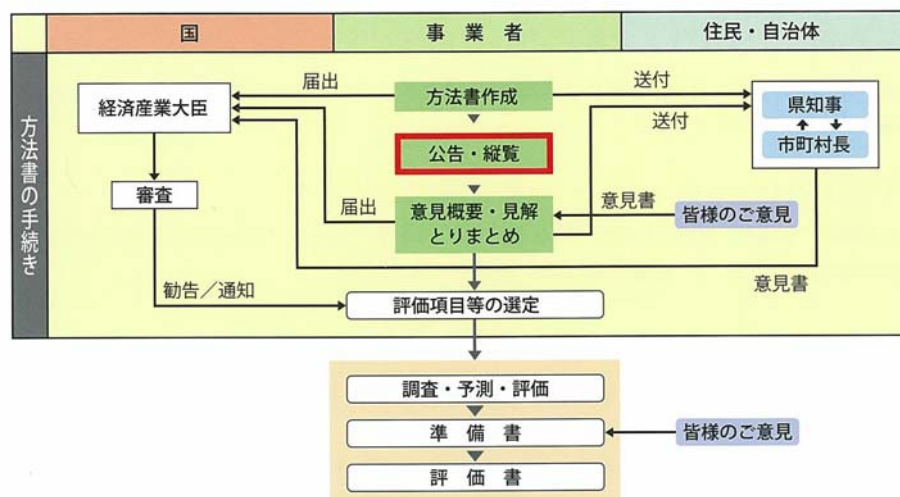
(5) 評価の手法

調査および予測の結果を踏まえ、環境影響が実行可能な範囲内で回避または低減されているか、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討、評価します。

また、国や自治体による環境基準や環境保全上の規制基準等の環境保全施策に対して整合が図られているかを検討、評価します。

2 環境影響評価の手続き

法律に基づく環境影響評価の手続きは次のとおりであり、今回の「方法書」の縦覧は赤枠で示した段階のものです。今後、皆様のご意見をお聞きした上で調査・予測・評価を行い、その結果を「準備書」として縦覧し、さらに「評価書」としてとりまとめることとなります。



別紙

西名古屋火力発電所リフレッシュ計画 環境影響評価方法書のあらまし

以上



西名古屋火力発電所リフレッシュ計画
環境影響評価方法書のあらまし



www.chuden.co.jp

はじめに



平素より皆様には、当社の事業活動につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

当社の西名古屋火力発電所は、石油を燃料とする汽力発電設備として、昭和45年に1号機・2号機が運転を開始して以降、3号機・4号機が昭和47年に、5号機が昭和49年に、6号機が昭和50年にそれぞれ運転を開始し、名古屋市及びその周辺地域の電力の安定供給に大きな役割を果たしてきました。（5号機は平成15年、6号機は平成14年にそれぞれ廃止しています。）

当社は、「低炭素で良質なエネルギーを安価、かつ、安定的にお届けすることで地域・社会の発展に貢献していく。」という公益的使命の完遂に向けた取り組みを進めており、エネルギーセキュリティの確保を基本に二酸化炭素の排出削減に積極的に取り組み、低炭素社会の実現に貢献することは、重要な責務であると考えています。

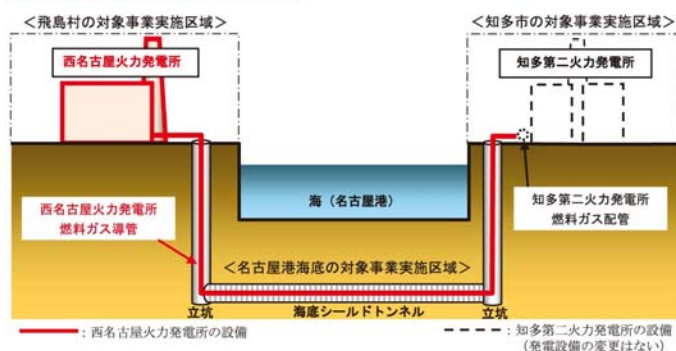
本事業は、地球環境保全の取り組みを更に推し進めるため、運転開始から約40年を経過した設備を、天然ガスを燃料とする高効率なコンバインドサイクル発電設備に更新することにより、二酸化炭素排出量の削減や燃料使用量の削減を目指すものです。

本事業を進めるに当たり、環境への影響を調査、予測及び評価するため、「環境影響評価法」及び「電気事業法」に基づき、環境影響評価の実施方法などを記載した「西名古屋火力発電所リフレッシュ計画に係る環境影響評価方法書（以下、「方法書」という。）」を作成しました。

本資料は、そのあらましをご紹介しますものです。ご一読いただきまして、西名古屋火力発電所リフレッシュ計画について、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



【対象事業実施区域の概念図】



<飛鳥村の対象事業実施区域>

既設の発電設備を撤去し、新たに発電設備の設置及び燃料ガス導管の敷設を行う。

<知多市の対象事業実施区域>

西名古屋火力発電所へ天然ガスを供給するために既設の燃料ガス配管から分岐し、燃料ガス導管の敷設を行う。

<名古屋港海底の対象事業実施区域>

西名古屋火力発電所と知多第二火力発電所間に、名古屋港を横断する海底シールドトンネルを建設し、その中に燃料ガス導管の敷設を行う。なお、この事業による周辺の環境への影響はない。

環境影響評価について



環境影響評価とは、環境に影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の着手前に、環境の現状を調査し、事業の環境への影響を予測及び評価して、その結果に基づき適正な環境配慮について検討を行うものです。

方法書は、対象事業の概要、対象事業実施区域とその周辺の状況、環境影響評価の項目、調査、予測及び評価の手法について記載したものです。

Ⅰ 対象事業実施区域及びその周囲の状況把握

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を検討するに当たって必要と考えられる範囲を対象に、既存文献等により整理しました。

自然的状況

大気環境、水環境、土壌及び地盤、地形及び地質、動植物、生態系、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況について、整理しました。

社会的状況

人口及び産業、土地利用、海域等の利用、交通、学校・病院・住宅等の配置、下水道の整備及び廃棄物の状況について、整理しました。

また、環境保全を目的とした法令等による指定地域、規制基準、施策についても内容を整理しました。

Ⅱ 対象事業に係る環境影響評価の項目

環境影響評価を行う項目は、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年通商産業省令第54号）に基づき、対象事業の特性と対象事業実施区域及びその周辺の地域特性を踏まえ、右表のとおり選定しました。

Ⅲ 調査・予測の手法

発電所の建設工事及び運転によって影響が予測される環境要素について、既存文献等の収集、整理及び解析並びに現地調査により現況を把握し、どの程度影響があるかを調べ、環境保全に対して配慮すべき事項を検討します。

Ⅳ 評価の手法

調査及び予測の結果を踏まえ、環境影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているか、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討、評価します。

また、国や自治体による環境基準や環境保全上の規制基準等の環境保全施策に対して整合が図られているかを検討、評価します。

環境影響評価項目の選定表



環境要素の区分 影響要因の区分				工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用							
				工事用資材等の搬出入	建設機械の稼働	造成等の施工による一時的な影響	施設の稼働				資材等の搬出入	廃棄物の発生		
							排ガス	排水	温排水	機械等の稼働				
環境要素の区分				工事の実施										
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	硫黄酸化物					○						
			窒素酸化物	○				○				○		
			浮遊粒子状物質	○				○				○		
			石炭粉じん											
			粉じん等	○								○		
		騒音	騒音	○								○		
	振動	振動	○								○			
	水環境	水質	水の汚れ						○					
			富栄養化						○					
			水の濁り		○	◎								
			水温							○				
		底質	有害物質		○									
		その他	流向及び流速								○			
	その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質											
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）			◎	◎								
		海域に生息する動物				○			○					
	植物	重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）												
		海域に生育する植物				○			○					
	生態系	地域を特徴づける生態系												
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○								
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○								○			
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	産業廃棄物			◎						○			
		残土			◎									
	温室効果ガス等	二酸化炭素					○							

注：1 緑色は、発電所の一般的な環境影響評価項目（参考項目）を示します。

2 「◎」は飛島村及び知多市の対象事業実施区域に係る環境影響の評価項目として選定する項目を示します。

3 「○」は飛島村の対象事業実施区域に係る環境影響評価の項目として選定する項目を示します。

対象事業の概要



原動力の種類	ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）
出力	7号系列合計220万kW級 [現状：1号機：22万kW，2号機：22万kW，3号機：37.5万kW，4号機：37.5万kW 5号機（50万kW）は平成15年に，6号機（50万kW）は平成14年にそれぞれ廃止]
燃料	天然ガス※（現状：重油，原油，ナフサ・原油混合） ※発電設備の一部については，軽油も使用できるよう計画
所在地	飛島村の対象事業実施区域：愛知県海部郡飛島村東浜3丁目5番地 知多市の対象事業実施区域：愛知県知多市北浜町10番地1 名古屋港海底の対象事業実施区域：名古屋港の海底面下の地中
工事開始時期	平成26年度（予定）
運転開始時期	平成31年度（予定）

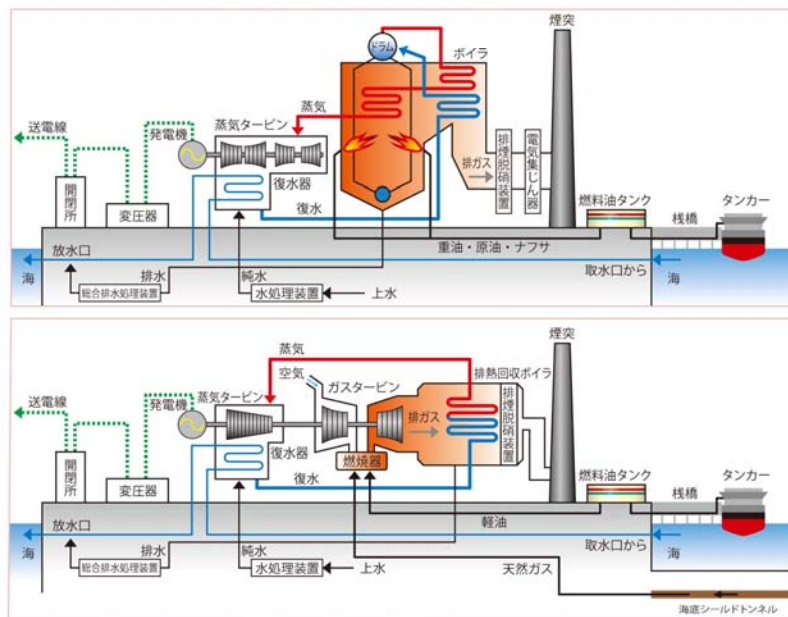
発電設備の概念

7号系列に採用するコンバインドサイクル発電方式は，ガスタービンと蒸気タービンを組み合わせて発電を行うもので，現状の発電方式と比較して発電効率が高く，エネルギーの有効利用を図ることができます。また，現状では，石油を主燃料としておりましたが，二酸化炭素排出量の少ない天然ガスを主燃料として使用することなどから，環境への負荷を低減することができます。

現状



将来



工事工程（予定）

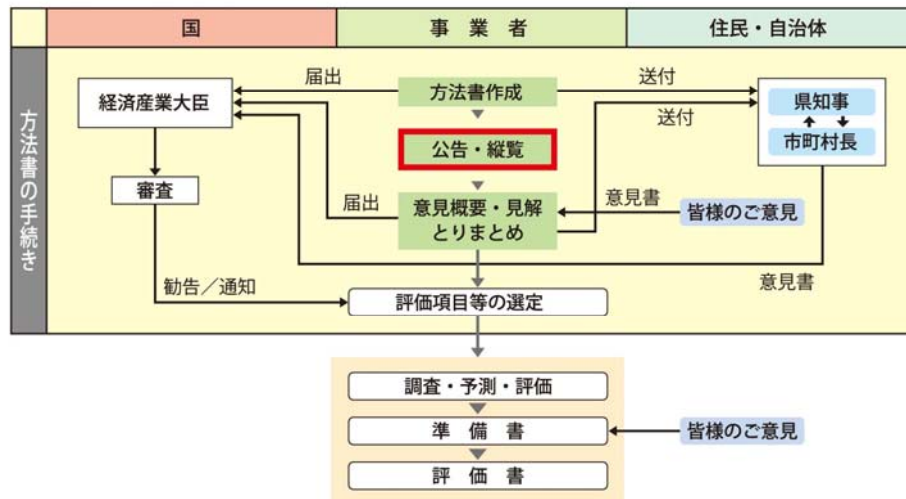
着工後の年数		1	2	3	4	5	6
着工後の月数		0	24	48			
全体工程		工事開始					運転開始
主要な工事	飛島村の対象事業実施区域		撤去工事		建設工事		
	知多市の対象事業実施区域		燃料ガス導管等工事				
	名古屋港海底の対象事業実施区域		燃料ガス導管等工事				
	飛島村の対象事業実施区域		燃料ガス導管等工事				

参 考



環境影響評価の手続き

法律に基づく環境影響評価の手続きは次のとおりであり、今回の「方法書」の縦覧は赤枠で示した段階のものです。今後、皆様のご意見をお聞きした上で調査・予測・評価を行い、その結果を「準備書」として縦覧し、さらに「評価書」としてとりまとめることとなります。



方法書の縦覧について

縦覧場所		縦覧期間	縦覧時間	備考
自治体施設	飛島村役場 すこやかセンター内 保健福祉課	平成23年 3月11日(金) ～ 平成23年 4月11日(月)まで	午前9時00分 ～ 午後4時30分	土曜日、日曜日、祝日は除きます。
	知多市役所 環境政策課			
	名古屋市役所 地域環境対策課			
	港区役所 情報コーナー			
	港区役所南陽支所			
	常滑市役所 生活環境課			
	東海市役所 生活環境課			
当事業場	西名古屋火力発電所	平成23年 4月11日(月)まで	午前9時00分 ～ 午後4時30分	土曜日、日曜日、祝日も平日と同様にご覧いただけます。 休館日(毎週月曜日(祝日の場合は翌日))以外ご覧いただけます。
	知多電力館			
	本店			
	港営業所			
	常滑営業所			
緑営業所				土曜日、日曜日、祝日は除きます。

当事業場では、縦覧期間終了後の平成23年4月25日(月)まで、ご覧いただけます。

環境影響評価方法書に関するお問い合わせ先

中部電力株式会社

環境・立地本部 環境部 環境アセスグループ
〒461-8680 名古屋市東区東新町1番地
TEL:052-973-2375



飛島村の木：桜



ご意見記入用紙

お 名 前 〔法人その他の団体にあつては、 その名称及び代表者の氏名〕											
ご 住 所 〔法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地〕	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">〒</td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%; text-align: center;">-</td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> </tr> </table> (Tel - -)	〒				-					
〒				-							
環境影響評価法第 8 条の規定に基づき、「環境の保全の見地」からの意見を、次のとおり提出する。 ご 意 見 の 内 容 及 び そ の 理 由 (日本語によりご記入下さい。)											

なお、本用紙に記載される個人情報、本件のみにてのみ使用し、それ以外の目的には使用しません。

2 この用紙に書ききれない場合は、裏面あるいは別の A4 用紙に記入してください。

3 提出された意見については、意見の概要およびその意見に対する当社の見解をとりまとめ、経済産業大臣に届け出るとともに、愛知県知事、飛島村長、知多市長、弥富市長、名古屋市長、東海市長および常滑市長に送付いたします。

縦覧場所に備え付けた「ご意見承り箱」へ投函もしくは、下記のあて先まで提出期限内にご郵送ください。

【ご意見の提出期限】

-16-

第2章 方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する当社の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、事業者に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は51件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と当社の見解

1. 事業計画

No.	意見の概要	当社の見解
1	P2-1-1 対象事業の目的として「二酸化炭素排出量の削減…目指す」とあり、総量が削減されるかのような表現であるが、「特定対象事業の内容に関する事項であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの」⑩-9「二酸化炭素」では「発電電力量当たりの二酸化炭素排出量を低減する計画である。」と、総量では増えると考えられる表現がある。どちらが正しいのか明らかにすべきである。また、正確に表現するために P2-2-13「ばい煙に関する事項」の表に、SOx, NOx, ばいじんその他に、参考として二酸化炭素を追加すべきである。 (同趣旨意見 他 1 件)	本事業は、地球環境保全への取り組みを更に推し進めるため、運転開始から約 40 年を経過した設備を、高効率なコンバインドサイクル発電設備に更新することにより、当社全体における「発電電力量当たりの二酸化炭素排出量」(以下「排出量原単位」という。)を低減し、二酸化炭素排出量の削減や燃料使用量の削減を目指すものです。 西名古屋火力発電所としては、現状より発電所出力が増加し、発電電力量及び燃料使用量が増加することに伴い、二酸化炭素排出量は増加するものの、高効率な発電設備とすることで「排出量原単位」を低減します。 なお、二酸化炭素は「ばい煙に関する事項」に該当しないことから、排出量及び排出量原単位は環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)の「温室効果ガス等」の項目の中で記載します。
2	P2-1-1 対象事業の目的として「本事業の発電設備の一部については、石油(軽油)も使用できるよう計画している。」とあるが、一部とはどのような意味か不明である。7 号系列というものは、小型の発電機がたくさんあり、そのうちの一部は天然ガスを軽油に切り替えできるようにするということか。いずれにしても一部という曖昧な言葉ではなく、どの部分の何割が切り替え可能なのかを、対象事業の内容 P2-2-1 で明記すべきである。	7 号系列は、ガスタービン、蒸気タービン、発電機を複数台組み合わせた発電設備として計画しています。通常時は、複数台のガスタービンの全てで天然ガスを燃料として使用しますが、そのうち一部のガスタービンについては、需給が逼迫し天然ガスの追加調達が不調の場合に石油(軽油)を燃料として使用することも可能な設備とする計画です。 石油(軽油)が使用可能な設備の規模、構成、運転方法等は現在検討中であり、今後の予測及び評価を踏まえ、決定していくことから、その結果は準備書に記載します。
3	P2-2-18 工事に関する事項で、取放水設備の撤去と建設があげられているが、既設の設備をそのまま使うことで、無駄な工事を減少させて、環境への負荷を少しでも少なくすべきである。それができないのなら、その理由を明記すべきである。	既設の取水設備は将来の発電所配置計画において、発電所敷地外に位置するため撤去し、近傍に新たに建設する計画です。放水設備は既設 1~4 号機放水口を改造して利用することを計画しています。

2. 環境全般

No.	意見の概要	当社の見解
4	P2-2-7 環境影響評価法では明確な定めがまだないが、愛知県環境影響評価条例第 4 条第 1 項の規定に基づく、環境影響評価指針平成 11 年 5 月 28 日などでは、「第 17 対象事業に係る方法書に、次に掲げる事項を記載するものとする。(1) 対象事業の種類、(2) 対象事業の規模、(3) 対象事業実施区域の位置、(4) 対象事業の諸元、(5) 事業計画の策定時における環境配慮事項、(6) 前各号に掲げるもののほか、対象事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの」とされ、最近の環境影響評価事業はほとんどこの項目を網羅している。たとえば、衣浦港 3 号地最終処分場整備事業も環境影響評価法に基づく手続きとはいえ、「環境配慮事項」として「事業実施区域周囲への環境に及ぼす影響を低減するため、事業計画を策定する段階で環境に配慮した事項」として、大気質・工事中で 9 項目、大気質・供用時で 7 項目など、計 115 項目の環境配慮がされている。こうした例にならない、事業計画を策定する段階の事前環境配慮事項を明記すべきである。	「愛知県環境影響評価条例」（平成 10 年愛知県条例第 47 号）に基づく方法書では、「事業計画策定時における環境配慮事項」（以下「環境配慮事項」という。）を項目立てて記載することになっていますが、本事業は、「環境影響評価法」（平成 9 年法律第 81 号）及び「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）に基づく手続きであり、方法書に「環境配慮事項」の項目立てを行っていません。 なお、「愛知県環境影響評価条例」に基づく他事例に「環境配慮事項」として記載されている内容については、以下のとおり、方法書 P2-2-12 「(6) 特定対象事業の内容に関する事項であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの」に示しています。 ・低 NOx 燃焼器の採用による NOx 排出量低減 ・排煙脱硝装置の設置による NOx 排出量低減 ・復水器冷却水の深層取水・表層放水方式の採用 ・総合排水処理装置及び生活排水処理装置の設置 ・汚濁拡散防止対策による濁水の拡散防止 ・騒音発生機器の屋内設置 ・振動発生機器の強固な基礎上への設置
5	P4-1-8 環境影響評価項目の選定で、建設機械の稼働による NOx、粉じん、騒音、振動が選定されず、供用時の騒音、振動も選定されていないが、その理由等 P4-1-9～4-1-11 は「建設機械の稼働の影響が及ぶ範囲には民家等が存在しないことから、評価項目として選定しない。」とされている。しかし、人間だけではなく、動植物への影響も考慮すべきである。たとえば、北東 3 km の空見スラッジリサイクルセンター（仮称）建設事業に係る環境影響評価準備書についての名古屋市環境影響評価条例に基づく環境の保全の見地からの市長意見（2006.9.27）では、大気質の予測・評価について、「ラムサール条約登録湿地に飛来する鳥類への影響について、大気質の影響が事業予定地西側で最大と考えられる第 2 期以降の施設工事時における予測・評価を行うこと。」、騒音・振動の予測・評価について、「ラムサール条約登録湿地に飛来する鳥類への影響について、騒音・振動の影響が事業予定地西側で最大と考えられる第 2 期以降の施設工事時における予測・評価を行うこと。」と、藤前干潟の鳥類への影響を判断するため、大気、騒音、振動の予測・評価を求めており、事業者はそれに従い評価書を作成した。 （同趣旨意見 他 1 件）	飛島村及び知多市の対象事業実施区域は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年条約 28 号）（以下「ラムサール条約」という。）に登録された藤前干潟から 3 km 以上離れていることから、建設機械の稼働による NOx、粉じん、騒音、振動及び供用時の騒音、振動の影響は及ばないと考えます。 また、西名古屋火力発電所及び知多第二火力発電所の予備調査で確認した動物の重要種については、工事の実施（造成等の施工による一時的な影響）及び土地又は工作物の存在及び供用（地形改変及び施設の存在）を環境影響評価の項目として選定しており、調査、予測及び評価を行い、その結果を準備書に記載します。

3. 大気質

No.	意見の概要	当社の見解
6	P2-2-13 ばい煙に関する事項で、NO_x 排出量の根拠が不明である。排出ガス量 850 万 m³_N/h (乾き) に排出濃度 5ppm をかけると、42.5m³_N/h となるはずなのに、75m³_N/h となっている。排出ガス量は最大時ではなく通常時の値が記載してあるのか。	「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号)における窒素酸化物の排出基準は、ばい煙発生施設の区分毎に定めた排ガス中の酸素濃度の状態における窒素酸化物の濃度として規定されており、ガスタービンの酸素濃度の設定値は 16%です。 したがって、排ガス中の窒素酸化物の濃度を排出基準と比較するためには、酸素濃度を 16%の状態に換算した窒素酸化物の濃度 (O₂=16%換算値) にする必要があり、方法書 P2-2-13 に記載の窒素酸化物の排出濃度「約 5ppm」は O₂=16%換算値を示しています。 一方、窒素酸化物の排出量「約 75m³_N/h」は、排出ガス中の窒素酸化物の排出濃度 (換算前の濃度) に排出ガス量 (乾き)「約 850 万 m³_N/h」を乗算した最大値です。
7	P3-2-55 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容として、規制基準等の「(二) その他の大気汚染に係る規制基準等」に「自動車 NO_x・PM 法」で対策地域に指定され、「愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」の排出目標量が掲げているが、2010 年 8 月 13 日に愛知県は、幹線道路沿道における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成維持並びに地球温暖化防止のため、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」を制定・施行し、県内の自動車 NO_x・PM 法の対策地域において、対象自動車を運行する者は、車種規制非適合車を使用しない。対策地域内の荷主等・旅行業者は、運送事業者等に対し、貨物の運送等の発注時に車種規制非適合車を使用しないよう要請することを定めた。この内容を正確に紹介するとともに、中部電力は率先してこの要綱に従い、工事発注時、貨物運送契約時に車種規制非適合車を使用しないことを明記すべきである。 (同趣旨意見 他 1 件)	方法書第 3 章に記載した規制基準等は、発電所に係る規制法及び条例等による基準並びに地域指定の状況を基本として作成したことから、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成 4 年法律第 70 号)に係る対策地域の指定状況及び「愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」(愛知県、平成 15 年)に基づく、愛知県総量排出目標量を記載しました。 「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」(愛知県、平成 22 年)(以下「要綱」という。)は、方法書には記載していませんが、その趣旨を踏まえ、環境保全措置を検討し、その結果を準備書に記載します。 なお、当社は「要綱」に基づき、貨物運送事業者等に対し、車種規制非適合車を使用しないことを求めます。

4. 騒音・振動

No.	意見の概要	当社の見解
8	P2-2-20 工事中の主要な交通ルートで、一般国道 23 号も使用する計画であるが、道路交通騒音の測定結果 P3-1-30 で明らかなように、一般国道 23 号の飛島村大字飛島新田字竹之郷では夜間が要請限度を超えており、昼間も要請限度ぎりぎりの値である。こうした状況からして、突発的に付加される工事車両は、一般国道 23 号の通過を禁止すべきである。 (同趣旨意見 他 1 件)	一般国道 23 号の飛島村大字飛島新田字竹之郷イロノ割における道路交通騒音について、夜間は要請限度を超えており、昼間は要請限度と同等の値であることは把握しています。 その上で、飛島村の対象事業実施区域への工事中の主要な交通ルートは、伊勢湾岸自動車道、一般国道 23 号、一般国道 302 号（名古屋環状 2 号線）、名古屋西港線及び飛島ふ頭内の臨港道路（臨港道路飛島ふ頭中央線、16 号線）を使用する計画であり、工事関係車両の通行に当たっては、交通量の過度な集中を避けるように努めます。また、工事関係者には、車両点検整備の確実な実施、空ぶかしを行わない等、騒音の低減に極力努めるよう指導します。
9	P3-1-31 発電所敷地境界の騒音の状況で、騒音・振動の測定位置が図に示してあるが、会社としては別法人の変圧器リサイクルセンターで 2 カ所測定しているが、約 100m 南側の現在の西名古屋火力発電所の正規の敷地境界で測定すべきである。もっと騒音は大きくなるはずである。	当社の変圧器リサイクルセンターは、西名古屋火力発電所敷地の一部を利用して事業活動を行っており、変圧器リサイクルセンター北側の 2 ヶ所の測定位置は、西名古屋火力発電所の敷地境界です。
10	P3-1-31 発電所敷地境界の騒音の状況で、西名古屋火力発電所での騒音・振動の測定位置図、騒音測定結果はあるが、知多第二火力発電所での測定位置図、騒音測定結果が欠落している。何か問題のある測定結果があったのではないか。	知多第二火力発電所における工事は、燃料ガス導管の敷設に係る工事のみであり、建設機械の稼働台数は数台程度と見込まれます。また、新たな騒音・振動発生機器の設置を行わないことから、知多第二火力発電所の敷地境界における騒音・振動に係る環境影響は軽微であると考え、環境影響評価の項目として選定せず、現況値も記載しませんでした。
11	P3-1-34 発電所敷地境界の振動の状況で、西名古屋火力発電所での騒音・振動の測定位置図、振動測定結果はあるが、知多第二火力発電所での測定位置図、振動測定結果が欠落している。何か問題のある測定結果があったのではないか。	

5. 水環境

No.	意見の概要	当社の見解
12	P2-2-14 復水器の冷却水に関する事項で、冷却水量 45.3m³/s が、将来は約 50m³/s に増加するが、要するに取水した海水温度を 8.3℃高い温排水を約 50m³/s=43.2 万 m³/日に増加させるということなら、正確な表現をすべきである。	冷却水量は、現状 45.3m³/s から将来約 50m³/s に増加しますが、取放水温度差を現状 8.3℃以下から将来は 7℃以下に低減する計画です。
13	P2-2-15 一般排水に関する事項で、プラント排水、生活排水ともに、水素イオン濃度 (pH) が、現状は 7.0～8.3 であるにもかかわらず、将来は 5.8～8.6 とアルカリ側にも酸性側にも広がって現状非悪化が守られていない。いくら最後は膨大な温排水と混合して薄めて放流するとしても、プラント排水用の総合排水処理装置、生活排水用の生活排水処理装置それぞれの能力は現状非悪化で設計すべきである。 (同趣旨意見 他 1 件)	将来設置する総合排水処理装置及び生活排水処理装置は、水素イオン濃度 (pH) に関しても、現状と同等の処理性能を有するものとする計画です。 現状の水素イオン濃度 (pH) は、プラント排水と生活排水が大量の復水器冷却水 (海水) と混合した後の放水口で測定していることから、海水の水素イオン濃度 (pH) に影響されるため 7.0～8.3 としています。 一方、将来の水素イオン濃度 (pH) は、総合排水処理装置及び生活排水処理装置のそれぞれの出口で測定することに変更し、「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)に基づく排水基準(「排水基準を定める省令」(昭和 46 年総理府令第 35 号))である水素イオン濃度 (pH) の 5.8～8.6 を、法が適用される放水口ではなく、それぞれの排水処理装置出口に準用することにより、復水器冷却水 (海水) の影響を受けない状態で管理する計画です。総合排水処理装置及び生活排水処理装置の排水は、現状と同様に大量の復水器冷却水 (海水) と混合し排出されることから、放水口では、現状と同程度の水素イオン濃度 (pH) となり現状を悪化させるものではありません。
14	P3-1-51 海域の生活環境項目の調査結果によると、西名古屋火力発電所に最も近い図中番号⑥ (地点 N2) の水素イオン濃度 (pH) が 7.8～8.8 で年間 24 データ中 5 データは環境基準 7.0 以上 8.3 以下に適合していない。このような状況にも関わらず、水素イオン濃度 (pH) を悪化させる新たな設備を認めるべきではない。 (同趣旨意見 他 1 件)	将来設置する総合排水処理装置及び生活排水処理装置は、水素イオン濃度 (pH) に関しても、現状と同等の処理性能を有するものとする計画です。 現状の水素イオン濃度 (pH) は、プラント排水と生活排水が大量の復水器冷却水 (海水) と混合した後の放水口で測定していることから、海水の水素イオン濃度 (pH) に影響されるため 7.0～8.3 としています。 一方、将来の水素イオン濃度 (pH) は、総合排水処理装置及び生活排水処理装置のそれぞれの出口で測定することに変更し、「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)に基づく排水基準(「排水基準を定める省令」(昭和 46 年総理府令第 35 号))である水素イオン濃度 (pH) の 5.8～8.6 を、法が適用される放水口ではなく、それぞれの排水処理装置出口に準用することにより、復水器冷却水 (海水) の影響を受けない状態で管理する計画です。総合排水処理装置及び生活排水処理装置の排水は、現状と同様に大量の復水器冷却水 (海水) と混合し排出されることから、放水口では、現状と同程度の水素イオン濃度 (pH) となり現状を悪化させるものではありません。
15	P2-2-22 浚渫について「汚濁拡散防止対策により、濁水の拡散防止を図る計画である。」とあるが、汚濁拡散防止対策として通常考えられるのは汚濁防止膜の設置であるが、その位置、長さ、深さ、垂下型か自立型か両者の併用なのかなどを具体的に明記すべきである。 (同趣旨意見 他 1 件)	浚渫工事に伴う水の濁りについては、施工範囲等の工事計画を踏まえ、汚濁拡散防止対策を検討し、その結果を準備書に記載します。

6. 土壌汚染

No.	意見の概要	当社の見解
16	P2-2-22 土壌汚染について「工事中及び運転開始後において、土壌汚染の原因となる物質は使用しない。」と断定しているのはまちがいである。ガソリンスタンドでのベンゼンによる土壌汚染が頻発することから、軽油やガソリンに不純物で含まれるベンゼンが原因であることは明白である。ただでさえ西名古屋火力は原油等の漏洩事故が多く、中部電力のホームページの「お知らせ・トピックス 火力発電」をみるだけでも、2010.8.2、燃料受入流量計ヤード内で点検作業中に、配管から防油堤内に燃料油（原油：約 60 リットル）が漏洩。2010.4.10、No.6 燃料油タンクヤード内で点検作業中に、燃料油配管から防油堤内に燃料油（原油：約 40 リットル）が漏洩。2009.2.21、4 号機燃料油配管圧力逃し弁部から燃料油タンク防油堤内に燃料油（原油約 1 リットル）の漏洩。2007.5.11、No.4 燃料油タンクヤード内での作業中に、燃料油配管から防油堤内に重油が漏洩。いずれも防油堤内に留まったとはいえ、土壌がベンゼンの基準を超えている可能性があり、十分な調査が必要である。 （同趣旨意見 他 1 件）	西名古屋火力発電所において燃料油の漏洩はありましたが、その漏洩範囲の回収を適切に行っていることから、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年愛知県条例第 7 号）（以下「愛知県生活環境保全条例」という。）に基づく土壌汚染に係る調査は実施していません。また、「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定されていません。 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」※（平成 11 年法律第 86 号）に基づく化学物質の排出量等の算出の参考に作成された「PRTR 排出量等算出マニュアル」（経済産業省・環境省、平成 23 年）によれば、軽油中にベンゼンは確認されていません。 なお、本事業は、3,000m² 以上の土地の形質の変更を伴うことから、「土壌汚染対策法」及び「愛知県生活環境保全条例」に基づく手続きを行います。 ※「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」は、略称「化学物質排出把握管理促進法」又は「PRTR 法」と呼ばれており、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する化学物質排出移動量届出制度（PRTR:Pollutant Release and Transfer Register）です。
17	P2-2-22 土壌汚染について「工事中及び運転開始後において、土壌汚染の原因となる物質は使用しない。」と断定しているのはまちがいである。西名古屋火力は敷地北側に PCB 処理を行う「変圧器リサイクルセンター」に約 24,000m² を貸しており、それ自体は別会社であるが、処理するための PCB 入りの変圧器の置場を西名古屋火力の 5,6 号機跡地の約 16,000m² に設置している。製造、使用が禁止されてから 30 年以上経過した錆だらけの変圧器を放置しており、PCB が滲み出して土壌汚染を起こしているのは想像に難くない。この PCB 入りの変圧器の置場については個別の詳細な調査が必要である。 （同趣旨意見 他 1 件）	西名古屋火力発電所構内には、ごく微量の PCB が誤混入した絶縁油を抜き取った柱上変圧器を保管する置場（以下「柱上変圧器置場」という。）（約 9,000m²）及びこの柱上変圧器を洗浄処理し、資源として有効に再利用する当社の変圧器リサイクルセンター（約 20,000m²）を設置しています。 柱上変圧器置場は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）（以下「廃棄物処理法」という。）の保管基準に従い、地下浸透防止対策（床面舗装）や外部流出防止対策（防油堤、油水分離槽等）等の対策を講じるとともに、定期的な巡視を実施する等、厳重な保管・管理を行っています。 また、変圧器リサイクルセンターは、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設の設置許可や使用前検査を受けており、各種技術基準等を満足しております。
18	P3-2-74 土壌汚染について愛知県生活環境保全条例第 39 条により「特定有害物質等取扱事業所の敷地であった土地」は「土壌及び地下水汚染の状況を調査し、その結果を知事に報告することが定められている。これらの…結果に基づき…指定基準に適合しないことが確認された場合は、知事により要措置区域又は形質変更時要届出区域が指定される。」とあるが、西名古屋火力は「変圧器リサイクルセンター」で処理するための PCB 入りの変圧器の置場を約 16,000m² 設置し、現在までに約 20 万台を処理している。特定有害物質の一つである PCB を取り扱っていた特定有害物質等取扱事業所であることは明らかであるが、土壌及び地下水汚染の状況を調査しその結果を知事に報告した形跡がない。まず、こうした基本的な調査を行い、その結果を明記すべきである。それも行わず「要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はない。」という結論はおかしい。 （同趣旨意見 他 1 件）	こうしたことから、「土壌汚染対策法」及び「愛知県生活環境保全条例」に基づく土壌汚染に係る調査は実施していません。また、「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定されていません。 なお、本事業は、3,000m² 以上の土地の形質の変更を伴うことから、「土壌汚染対策法」及び「愛知県生活環境保全条例」に基づく手続きを行います。（ただし、変圧器リサイクルセンターは本事業における対象事業実施区域には含まれません。）

No.	意見の概要	当社の見解
19	P2-2-22 土壌汚染について、飛島村と知多市の事業実施区域しか触れていないが、工事の概要 P2-2-18 と同様に、「名古屋港海底の対象事業実施区域」の項目を追加し、残土について、掘削という土地の改変に伴う土壌ととらえ、汚染土壌でないかの調査を行うべきである。このあたりの海底土砂にはフッ素やホウ素が含まれているのが常識であり、浚渫土による埋め立て地はほとんどがこの項目による汚染土壌に悩んでいる。	海底シールドトンネルの建設工事により発生する残土及び汚泥は、トンネル内を通じて飛島村及び知多市を対象事業実施区域へ搬出することから、飛島村及び知多市を対象事業実施区域での環境影響評価項目としています。これらの残土及び汚泥は、分析を行ない適正に処理する計画です。

7. 地盤沈下

No.	意見の概要	当社の見解
20	P3-1-80 地盤沈下の状況で、「平成 20 年度の観測結果によると、年間 1cm 以上の沈下を示した水準点はなく、地盤の沈下域はみられていない。」とあるが、年間 1cm 以上の沈下を示した水準点はないが、年間 0.5cm 以上の沈下を示した水準点は尾張・名古屋地域で 12 地点あったことを明記すべきである。	方法書 P3-1-80 に示した地盤沈下の状況は、尾張・名古屋地域における地盤の沈下域について記載された「平成 21 年版環境白書」（愛知県，平成 21 年）を引用しました。

8. 動物・植物・生態系

No.	意見の概要	当社の見解
21	P3-1-90 陸域の動物の状況で「動物の生息状況を把握することを目的に、西名古屋火力発電所及び知多第二火力発電所構内を対象に予備調査を実施し、その結果を整理した。」とあるが、こうした調査は、本来はどのような項目について、どのような方法で実施するのか、を議論するのが今回の「環境影響評価方法書」であり、事業者が勝手な判断で事前に調査するのは間違っている。 (同趣旨意見 他 1 件)	動植物に係る環境影響評価は、動植物相や重要な種等の状況を文献調査や現地調査により把握し、それらへの影響を予測及び評価するものです。 飛島村及び知多市の対象事業実施区域及びその周辺における動植物の状況を把握するに当たり、既存資料から得られた情報は、主に対象事業実施区域周辺に見られる農耕地、草地、樹林地、水辺等の状況でした。しかしながら、対象事業実施区域は埋立地に形成された工場地帯に位置し、人工緑地や造成地、工場等の人工物によって覆われた環境が大部分を占めており、周辺の自然環境とは異なっています。 こうしたことから、対象事業実施区域の自然環境を把握するためには、当該区域の情報を別途収集することが必要であると判断し、予備調査として現地調査を実施しました。 なお、その調査方法や結果については、方法書 P3-1-90 「(5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況」に記載しました。
22	P3-1-118 陸域の植物の状況で「植物の生育状況を把握することを目的に、西名古屋火力発電所及び知多第二火力発電所構内を対象に予備調査を実施し、その結果を整理した。」とあるが、こうした調査は、本来はどのような項目について、どのような方法で実施するのか、を議論するのが今回の「環境影響評価方法書」であり、事業者が勝手な判断で事前に調査するのは間違っている。 (同趣旨意見 他 1 件)	飛島村及び知多市の対象事業実施区域は埋立地の工業専用地域に位置し、新たな地形改変は行いません。また、樹木の伐採は一部あるものの、既存資料及び予備調査により確認された生態系は、管理された工場緑地等を基盤とした人工的な環境に成立したものです。そのため、生態系は環境影響評価の項目として選定していません。 なお、飛島村の対象事業実施区域に設置する煙突頭頂部からの排出ガスは、外気との温度差から発生する浮力により有効煙突高まで上昇します。この上昇過程において、排出ガス温度は外気と混合することにより低下し、有効煙突高において外気温と同程度になることから、鳥類の飛翔が排出ガス温度により影響を受ける可能性がある範囲は、煙突頭頂部から有効煙突高までの限られた範囲であると考えられます。そのため、排出ガス温度を影響要因とした生態系の評価は必要ないものと考えます。 また、飛島村の対象事業実施区域から 3 km 以上離れているラムサール条約に登録された藤前干潟については、排出ガス温度による影響は及ばないと考えます。
23	P4-1-8 環境影響評価項目の選定で、工事の実施による「造成等の施工による一時的な影響」及び存在及び供用時の「地形改変及び施設の存在」で「生態系」が選定されていないが、その理由等 P4-1-14 は「工業専用地域に位置し、新たな地形改変はない。樹木の伐採は一部あるものの…その生態系は管理された緑地を基盤とした人工的なものであることから、評価項目として選定しない。」とされている。しかし、現在と同じ排ガス温度で 3 倍近い排出ガスを放出し、温度環境が極端に高くなる。こうしたことから、鳥類への影響が考えられるので、生態系を選定すべきである。たとえば、北東 3 km の空見スラッジリサイクルセンター（仮称）建設事業に係る環境影響評価準備書についてのが名古屋市環境影響評価条例に基づく環境の保全の見地からの市長意見（2006.9.27）では、大気質の予測・評価について、「ラムサール条約登録湿地に飛来する鳥類への影響の観点から、焼却炉の煙突からの排ガス温度の広がりについて示すこと。」と、藤前干潟の鳥類への影響を判断するため、排ガス温度の予測・評価を求めており、事業者はそれに従い評価書を作成した。 (同趣旨意見 他 1 件)	

9. 廃棄物

No.	意見の概要	当社の見解
24	P2-2-18 工事に関する事項で、「海底シールドトンネルの建設工事で発生した残土等は、トンネル内を通じて飛島村及び知多市の対象事業実施区域へ搬出する。」とあるが、残土等はシールド工法であるため、ほとんどが産業廃棄物としての汚泥のはずである。汚泥の脱水、分離はどこで、どんな施設で行うのか、その結果、汚泥と残土の発生量はどれだけあるのかを明記すべきである。 (同趣旨意見 他 1 件)	海底シールドトンネルの建設工事で発生する残土及び汚泥は、トンネル内を通じて飛島村及び知多市の対象事業実施区域へ搬出し、残土及び汚泥の分析を行ない適正に処理する計画です。 現時点において詳細な工事内容が未確定であることから、残土及び汚泥の発生量、有効利用量、処分量については、準備書に記載します。
25	P4-1-6, 4-1-7 一般的な事業の内容と当該事業の内容との比較で飛島村、知多市の事業実施区域について比較してあるが、名古屋港海底の事業実施区域を追加し (P2-2-2 では明記してある。), 工事の実施に関する内容として、シールド工法による汚泥、残土の発生、処理の必要性を記載すべきである。	
26	P2-2-18 工事に関する事項で、「海底シールドトンネルの建設工事で発生した残土等は、トンネル内を通じて飛島村及び知多市の対象事業実施区域へ搬出する。」とあるが、「環境影響評価の項目として選定する理由等」の廃棄物等 P4-1-15 で残土は、知多市の対象事業実施区域だけ「燃料ガス導管敷設に係る掘削工事等に伴い残土が発生することから、評価項目として選定する。」があり、飛島村の対象事業実施区域では「陸域の土地造成等の工事に伴い残土が発生することから、評価項目として選定する。」とあり、西名古屋火力では燃料ガス導管敷設に係る掘削工事の残土は発生しないことになっている。どちらが正しいのか。通常は両端からシールド工法で掘削を始めるが、残土、汚泥の搬出場所の関係から知多市側だけとするのか。なお、調査、予測及び評価の手法 (廃棄物等) P4-2-66 では残土の予測は飛島村と知多市の両側となっている。	海底シールドトンネルの建設工事で発生する残土及び汚泥は、トンネル内を通じて飛島村及び知多市の対象事業実施区域へ搬出し、残土及び汚泥の分析を行ない適正に処理する計画です。 また、飛島村の対象事業実施区域において海底シールドトンネルの建設工事で発生する残土及び汚泥は、陸域の土地造成等の工事に伴い発生する残土及び産業廃棄物と合わせて環境影響評価の項目として選定しています。
27	P2-2-23 廃棄物について「PCB 廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」(環境省、平成 16 年)に基づいて適正に保管、処理する計画である。」とあるが、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が欠落している。事業者の PCB 廃棄物の適正な処理責任、保管等の届け出、期間内の処理、譲渡禁止が定められており、この法律を抜くわけにはいかない。 (同趣旨意見 他 1 件)	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(平成 13 年法律第 65 号)の規定に基づき定めることとなっている「確実かつ適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項」の一つとして、「廃棄物処理法」その他の関係法令に定められている収集・運搬に係る基準等を遵守するために必要な技術的方法及び留意事項を具体的に示した「PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」(環境省、平成 16 年)があります。 このことから、実務を中心に示されている同ガイドラインを記載しました。 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」については、準備書に記載します。

No.	意見の概要	当社の見解
28	P2-2-23 廃棄物について「PCB 廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」,「PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」(環境省,平成 16 年)に基づいて適正に保管,処理する計画である。」とあるが,「PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」は環境省が平成 22 年 6 月に改訂しており,使うなら平成 16 年ではなく,改訂された平成 22 年 6 月版とすべきである。P3-2-75 も同様である。ただし,このガイドラインは,PCB 廃棄物の収集運搬業者のためのものであり,適正に保管,処理する保管事業者としての中電にとっては基本的には無関係のはずである。	法律等の記載は,制定あるいは策定当時の省庁名及び年を基本として作成したことから,平成 16 年と記載しました。 なお,「PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」は,自ら運搬を行う PCB 廃棄物保管事業者や収集運搬業者のみならず,収集運搬業者に運搬を委託する PCB 廃棄物保管事業者も対象とされています。
29	P2-2-23 廃棄物について「PCB 廃棄物については,「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」,「PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」(環境省,平成 16 年)に基づいて適正に保管,処理する計画である。」とあるが,「PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」平成 22 年 6 月版よりも重要な「微量 PCB 汚染廃電気機器等収集・運搬ガイドライン」平成 21 年 11 月及び「PCB 廃棄物処理基本計画」平成 21 年 11 月を記載すべきである。「PCB 廃棄物処理基本計画」によれば,高濃度の PCB を含む変圧器ばかりでなく,微量の PCB が含まれる「柱上トランス」が全国で保管中 186 万台,使用中 195 万台も残されており,平成 28 年 7 月までに全量処理するため,「柱上トランスを大量に保有している保管事業者については,すでに自ら処理施設を設置し,・・・これらを保有する特定の電力会社等における処理体制の整備を踏まえ,計画的な処理を行うものとする。」と,電力会社の責務を明確に定めている。これに従い,中部電力は東海地方の各地から西名古屋火力内の PCB 入りの変圧器の置場に収集運搬している。このための基準が「微量 PCB 汚染廃電気機器等収集・運搬ガイドライン」である。 (同趣旨意見 他 1 件)	既設発電設備等の撤去工事に伴って微量 PCB 廃棄物が発生する場合は,「微量 PCB 汚染廃電気機器等収集・運搬ガイドライン」(環境省,平成 21 年)に基づいて,適正に対応します。 同ガイドラインについては,準備書に記載します。

No.	意見の概要	当社の見解
30	P3-2-32 産業廃棄物の種類別取扱施設数（最終処分場）の注 3 出典の集計時期が平成 22 年 8 月（2010.8）とあるが、2011.4.18 現在で、各自治体のホームページを確認すると、全く異なっている。愛知県は 2010.2.28 現在、名古屋市は 2010.12 末現在、豊田市は 2010.9.3 現在、岡崎市は 2010.9.1 現在、岐阜県は 2010.6.30 現在、三重県は 2009.4.1 現在、滋賀県は 2011.1.25 現在の情報となっている。なぜこのような嘘を吹く必要があるのか。ひょっとしたら、全ての出典を確認していないのではないのか。たとえば、最上段の飛島村を愛知県ホームページで確認すると 2010.2.28 現在で 1 社のみだが、方法書では 2 社あることになっている。2010.8 までに新規最終処分場ができたのか。また、瀬戸市では愛知県ホームページでは 9 社しかないが、方法書では 10 社あることになっている。P3-2-30,31 の中間処理施設も含め、全面的に見直す必要がある。 （同趣旨意見 他 1 件）	愛知県ホームページにおいて、現時点（平成 23 年 5 月 12 日）で確認したデータによると、飛島村及び瀬戸市の最終処分場数は、それぞれ 1 社と 9 社です。それに対し、方法書に記載した産業廃棄物の種類別施設数（最終処分場）は、平成 22 年 8 月までに収集した集約時期の異なる各自治体のデータを整理しました。 なお、平成 22 年 8 月までに収集したデータに（財）愛知臨海環境整備センターは含まれていませんでした。 また、準備書に記載する産業廃棄物の種類別施設数（中間処理施設及び最終処分場）は、入手可能な最新のデータで更新します。
31	P3-2-32 産業廃棄物の種類別取扱施設数（最終処分場）の注 3 出典の集計時期が平成 22 年 8 月（2010.8）とあるが、2011.4.18 現在で、各自治体のホームページを確認すると、全く異なっている。この程度の確度なら、採用する可能性のある大規模最終処分場としての（財）愛知臨海環境整備センター（武豊町:47ha, 500 万 m³）の最新情報を個別に追加すべきである。すでに、2008.3.19 には最終処分場の施設許可はあり、2010.8.6 には開所式も済ませ、安定型の処理を開始し、2011.3.1 からは管理型も含め全面供用している。	
32	現在、古くなった施設の廃棄に関して、環境負荷に考慮することが様々な視点から注目を集めています。新しい取り組みをされてはいかがでしょうか。廃棄物の処分場の余裕や廃棄に伴う周辺への環境影響を考慮しますと、既存施設やその部材の再利用率を上げることなどは、現在の技術でも実施可能で、大変有効なのではないかと思います。	既設設備の有効活用は、可能な範囲で行うよう検討します。

10. 温室効果ガス

No.	意見の概要	当社の見解
33	P4-1-8 環境影響評価項目の選定で、工事の実施による「温室効果ガス等」が選定されていないが、そもそも選定しない理由が記載されていないP4-1-15。いわゆる「発電所アセス省令」や「発電所に係る環境影響評価の手引き」には確かに、供用時の温室効果ガスの予測・評価を行うこととされ、工事中の温室効果ガスの予測・評価についてはふれていない時代遅れのものである。しかし、これだけ地球温暖化対策の遅れが問題となっているため、環境影響評価を行う事業はほとんど全てが工事中の温室効果ガスの予測・評価を行っている。この周辺の事業では「衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場整備事業」、「空見スラッジリサイクルセンター（仮称）建設事業」、「名駅一丁目 1 番計画北地区（仮称）建設事業」、「同南地区」、「（仮称）名駅三丁目計画建設事業」、「豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業」などでは最初から工事中の温室効果ガスの予測・評価を行っている。これらを見習うべきである。 （同趣旨意見 他 1 件）	工事中に発生する温室効果ガスは、発電用燃料の燃焼による発生量と比較して一過性のものであり、その量も少ないことから予測及び評価の対象としないこととしました。 なお、ご意見に示された事業と同様に、以下のように温室効果ガス排出の抑制に努めます。 ・関係車両及び建設機械はアイドリングストップに努める。 ・車両点検整備を確実に実施する。 ・エコドライブを励行する。 ・運搬を効率化し、関係車両台数を削減する。 ・工事関係通勤者に相乗りを奨励する。 ・建設廃材の分別回収に努める。

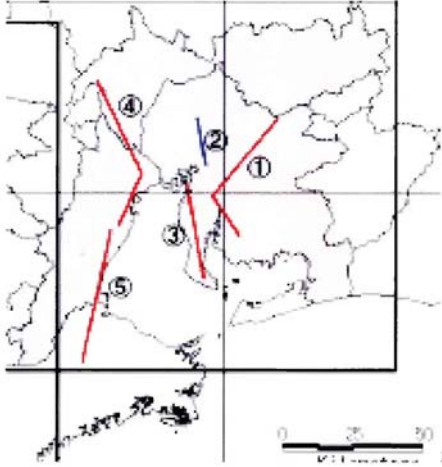
環境影響評価方法書について提出いただく意見書は、「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見に限られるが、環境の保全の見地以外からの意見は次のとおりである。

環境の保全の見地以外からの意見

No.	意見の概要	当社の見解
1	P2-2-2 対象事業の内容として「名古屋港海底の対象事業実施区域」で「名古屋港を横断する海底シールドトンネルを建設し、その中に燃料ガス導管の敷設を行う。なお、この事業による周辺の環境への影響はない。」としているが、福島原発の例をみるまでもなく、この地域はすでに2002年7月に「東南海、南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が特別に制定され、今世紀前半にも発生の可能性が高いとみられている東南海、南海地震に備える必要がある。地震によりトンネルが破断し、天然ガスが引火することによる、爆発による大気汚染、消火活動による水質汚濁など、環境への影響は十分考えられるので、P3-1-1 最後の3行も含め、この表現は訂正すべきである。 (同趣旨意見 他1件)	「環境影響評価法」における環境影響評価は、事業者自らが事業の実施に伴う環境影響を事前に調査、予測及び評価することを通じ、環境保全対策を講じる等、事業計画を環境保全上、より望ましいものとしていくものであり、設備の安全性や災害による影響に関する評価は含まれていません。 設備の安全性確保に当たっては、今後の設備設計、許認可手続きの中で行い「電気事業法」を始めとし、「消防法」(昭和23年法律第186号)、「高圧ガス保安法」(昭和26年法律第204号)、「建築基準法」(昭和25年法律第201号)等を遵守した設備設計や運用方法の検討を行います。 当社の取り組みとして、東海・東南海・南海地震が同時に発生(三連動地震)した場合等の大規模地震を想定した地震動、津波の高さ等を踏まえ、設備設計を行ないます。さらに今後、「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」の評価分析を踏まえ、耐震に対する新たな知見を反映し、適切に対応します。
2	P2-2-2 対象事業の内容として「名古屋港海底の対象事業実施区域」で「名古屋港を横断する海底シールドトンネルを建設し、その中に燃料ガス導管の敷設を行う。なお、この事業による周辺の環境への影響はない。」としているが、世界中で天然ガスパイプラインの爆発事故が報道されている。たとえば、 2011.2.5、エジプト北部、2010.9.9、アメリカカリフォルニア州サンブルーノ、300mの火柱、近隣の住宅地が延焼、2010.6.7、アメリカテキサス州ジョーンソン郡、5人が負傷。2009.5.10、ロシアのモスクワ市内、高さ100メートルを超える火柱、負傷者3名。2009.4.1、ロシアからバルカン諸国を結ぶガスパイプラインがモルドバで爆発。ロシアでは、老朽化したパイプラインが爆発する事故が多発している。2008.5.26、イランとトルコを結ぶ天然ガスパイプラインがトルコ領内で爆発。こうした内容も紹介、分析し、必要な対策を明記すべきである。 (同趣旨意見 他1件)	
3	P2-2-2 対象事業の内容として「名古屋港を横断する海底シールドトンネルを建設し、その中に燃料ガス導管の敷設を行う。」としているが、総延長4kmだけではなく、耐震性能を確認できるよう、耐震設計基準を明記すべきである。また、そのための断面構造、深さ、トンネルと燃料ガス導管の保守点検方法、補修方法も記載すべきである。 (同趣旨意見 他1件)	

No.	意見の概要	当社の見解
4	P2-2-2 対象事業の内容として「名古屋港を横断する海底シールドトンネルを建設し、その中に燃料ガス導管の敷設を行う。」としているが、燃料ガス導管の材質（強度、耐腐食性）と肉厚、腐食対策（外部電源法、流電陽極法）、凍結対策（ガスを脱水）、内圧、土圧、温度変化による耐久度の変化や劣化と膨張・収縮、溶接部の非破壊検査、区間ごとの緊急遮断弁などを明記すべきである。 （同趣旨意見 他 1 件）	
5	P2-2-2 対象事業の内容として「名古屋港を横断する海底シールドトンネルを建設し、その中に燃料ガス導管の敷設を行う。」としているが、耐震設計基準は、浜岡原発の基準地震動（1 号機と 2 号機の耐震設計は、加速度を最大 450 ガル、3 号機と 4 号機は、最重要機器は 600 ガル、非常用炉心冷却装置などは 450 ガル。理由は 1854 年の安政東海地震が 450 ガル、マグニチュード 8.5 の地震が限界地震で 600 ガル）と比べて、どう違うのか、また、福島原発の教訓から浜岡原発で高さ 15m の防波堤を新設することを決めたというが、耐震設計基準の変更はしないのか。 （同趣旨意見 他 1 件）	
6	P2-2-11 西名古屋火力発電所の概念図（将来）には、天然ガス量の調節方法と場所、地震、津波時のシールドトンネルの閉鎖方法などを明記すべきである。	
7	P3-1-81 地形及び地質の状況で、陸域と海域の地形と地質の既存資料整理を行っているが、東南海、南海地震への対応を検討するため、周辺の活断層等の資料整理をすべきである。特に加木屋断層帯の情報については詳細に検討すべきである。ちなみに（財）愛知臨海環境整備センターの実施する「衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場整備事業」では、地形及び地質の状況で「活断層」として「周辺の断層について詳細に把握するため、陸域については文献調査及び現地踏査を、海域については事業実施区域を含めて文献調査、音波探査及びオールコアボーリング調査を行った。」	

No.	意見の概要	当社の見解
8	P3-1-81 地形及び地質の状況で、陸域と海域の地形と地質の既存資料整理を行っているが、東南海、南海地震への対応を検討するため、「衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場整備事業」と同様に、名古屋港を横断する海底シールドトンネル部分についての音波探査及びオールコアボーリング調査を行い、事業実施の可否を検討すべきである。海域部分については、陸域のように現地踏査ができないため、ほとんど資料がないのが現状であり、事業実施主体がそのたびに、こうした調査を行って資料を追加しているのが現状であり、今までの文献で断層がないから問題ないという即断は許されない。 (同趣旨意見 他 1 件)	
9	P3-1-80 地盤沈下の状況で、「平成 20 年度の観測結果によると、年間 1cm 以上の沈下を示した水準点はなく、地盤の沈下域はみられていない。」とあるが、津波、浸水被害の観点からは地盤沈下の累積量及び海拔との関係で検討すべきである。事業実施区域は「調査開始からの累積沈下量最大地点」の弥富市神戸 7 丁目の南南東 10km と近く、西名古屋火力発電所は累積沈下量のコンターでも 20～40cm とされ、海拔 0m 以下の区域であり、いったん浸水するといつまでも水が引かず、復旧工事もままならない区域であることを明記すべきである。 (同趣旨意見 他 1 件)	
10	P4-1-6, 4-1-7 一般的な事業の内容と当該事業の内容との比較で飛島村、知多市の事業実施区域について比較してあるが、名古屋港海底の事業実施区域を追加し (P2-2-2 では明記してある。), 工作物の存在及び供用に関する内容として、耐震強度の検討の必要、災害対策、維持管理方法の検討などを記載すべきである。	
11	P2-2-2 対象事業の内容として「名古屋港を横断する海底シールドトンネルを建設し、その中に燃料ガス導管の敷設を行う。」としているが、1 民間事業者が公有水面の下にトンネルを掘ることは可能なのか。可能ならどのような法制度に基づきどんな手続きをとるのか、その是非は誰がどのように判断するのか明記すべきである。 (同趣旨意見 他 1 件)	海底シールドトンネルの建設は、「港湾法」(昭和 25 年法律第 218 号)の規定により、名古屋港の港湾管理者の許可を受け実施します。

No.	意見の概要	当社の見解
12	P3-2-86「環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容」のうち、②-4 国土防災関係として保安林、海岸保全区域、河川保全区域の指定状況が示してあるが、2002 年 7 月制定の「東南海、南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の内容、中央防災会議の 2003 年 12 月「東南海、南海地震に関する報告」の内容、特に伊勢湾断層帯白子-野間断層（約 21km、愛知県知多郡美浜町の沖合いから三重県安芸）、2008 年 12 月「中部圏・近畿圏の内陸地震に関する報告」の内容、特に次の図のように加木屋断層帯の情報を詳細に記載すべきである。 (同趣旨意見 他 1 件)  加木屋断層帯	国土防災関係については、発電所の建設に関連して届出等が必要な地域を指定する法律を記載しました。「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号)、「海岸法」(昭和 31 年法律第 101 号)、「河川法」(昭和 39 年法律第 167 号)、「砂防法」(明治 30 年法律第 29 号)、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年法律第 57 号)、「地すべり等防止法」(昭和 33 年法律第 30 号)及び関係条例について、保安林、海岸保全区域、河川保全区域、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域等の地域指定の状況について記載しています。
13	後日、多数の記載の誤りがある、として正誤表が出されたようであるが、提出期限は変更されていない。大問題である。こんな手法が許されるならば、当初は間違っていないと出してから修正すればよいことになる。環境影響評価の精神を踏みにじるものといえる。事業者は、十分に精査して文書を提出すべきである。また、行政は数多く修正がされたような場合は、意見書の受理から提出期限などを修正すべきである。	方法書の公告後に、「環境影響評価法」第 28 条「事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の手続」に係る「対象事業の目的及び内容」の修正に当たらない記載誤りを確認し、当社の判断により、その誤りについてお知らせしました。 ご指摘につきましては真摯に受け止めるとともに、今後このようなことがないよう努めます。
14	当該発電所は沿岸部に立地しておりますので、施設に対する津波対策のみならず、付近住民の避難対策も視点に入れて計画を立てられてはいかがでしょうか。行政の災害対策の抜本的な見直しは計画される中で、今後の資源・エネルギーの長期的な変換、少子・高齢化、経済状況の変化も視野に入れて、多面的な施設の役割を検討して頂くと、住民の立場からも歓迎できる計画の立案につながるかと思います。	当社はいつの時代においても、地元の皆さまから親しまれ、信頼される安心・安全な発電所づくりに取り組みます。詳細については、今後検討します。